

鹿児島県観光バス・タクシー・レンタカー 感染防止対策支援事業

コロナ対策の取組を支援します

補助対象者	① 道路運送法第4条または第80条に基づく営業許可を受けていること。 ② 営業所が鹿児島県内にあること。 ※ その他の条件は、ホームページよりご確認ください。
対象事業	補助対象期間内に購入又は実施し、支払いまで完了する次の事業 ・物品購入費：消毒用品、マスク用品、清掃用品、飛沫対策用品、換気用品 等 ・外 注 費：消毒・清掃作業、注意喚起ポスター・チラシの印刷発注 等
補助内容	・補 助 率：10／10 ・補助上限額：貸切バス、観光周遊バス 1台あたり3万円 タクシー、レンタカー 1台あたり1万円 ただし1営業所あたり50万円まで ・補助対象期間：令和2年4月1日(水)～11月30日(月)
申請期間	令和2年10月12日(月)から令和2年12月28日(月)まで(当日消印有効) ※申請は1事業者1回までとします。 (各営業所分をとりまとめて、1事業者で申請してください。)
事業のイメージ	

申請様式等

問い合わせ先

申請に必要な申請書等の様式・申請要領は県ホームページにて掲載します(10月9日以降)

鹿児島県観光バス・タクシー・レンタカー感染防止対策支援事業事務局
受託者：株式会社フタバ／099-248-9484(9:00～17:00／土日祝除く)

鹿児島県 観光バス等事業者 感染防止

検索

